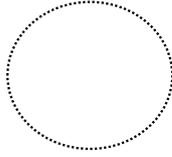


受付印



特別徴収税額の納期の特例承認申請書

木更津市長 様

令和 3年 4月 1日

地方税法第321条の5の2及び木更津市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)	千葉県木更津市朝日X丁目X-X X											
フリガナ	ユウゲンガイシャ キサボン											
名称 (氏名)	有限会社 きさぽん											
電話番号	(0438) 23 - X X X X											
法人番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	担当者 (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号	0 0 0 8								※市町村ごとに 異なります			担当者 (氏名)

関与税理士 署名	(連絡先)										
特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後 の特別徴収税額										
申請の前日6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む ※木更津市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 (臨時勤務者分がある場合には、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして二段書き(上段に記載)にしてください。)	月 区 分	給与支払人員		給与支払額							
	年 月	(臨時 人)	(円)								
		常時 人	円								
	年 月	(臨時 人)	(円)								
		常時 人	円								
	年 月	(臨時 人)	(円)								
		常時 人	円								
	年 月	(臨時 人)	(円)								
常時 人		円									
市民税・県民税等の滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細											
申請の前日1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (令和 年 月 日承認取消) ・ 無										

● 申請についての注意事項

- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
- 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。
- この特例は、給与の支払いを受けている者の数が常時10人未満である特別徴収義務者に限り受けることができます。
(注)「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があのような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。
- この特例の承認を受けた場合には、つぎに掲げる期限までに納入することとなります。
6月から11月までの徴収分 12月10日まで 12月から翌年5月までの徴収分 翌年6月10日まで
- この特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者の数が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- 市税の滞納や最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を取り消すことがあります。
また、この特例を受けても滞納したり、納付・納入の遅延があると承認を取り消すことがあります。
- その他不明な点は提出しようとする各市町村担当課へおたずねください。

木更津市役所 財務部市民税課 電話0438-23-8571・8572
〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10番19号 朝日庁舎